

高知県都市計画法施行細則（平成16年3月30日規則第40号）

最終改正:令和4年10月21日規則第45号

改正内容:令和4年10月21日規則第45号 [令和4年10月21日]

○高知県都市計画法施行細則

平成16年3月30日規則第40号

改正

平成16年4月1日規則第49号
平成17年7月1日規則第97号
平成19年11月30日規則第129号
平成23年3月29日規則第16号
平成24年3月30日規則第32号
平成29年12月26日規則第87号
平成31年3月19日規則第13号
令和4年10月21日規則第45号

高知県都市計画法施行細則をここに公布する。

高知県都市計画法施行細則

高知県都市計画法施行細則（昭和45年高知県規則第49号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）を施行するため、法及び高知県都市計画法施行条例（平成12年高知県条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、法、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。次条において「政令」という。）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）並びに条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法、政令及び省令並びに条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 線引き前 区域区分に関する都市計画の決定により市街化調整区域として区分され、又は当該都市計画決定の変更によりその区域が市街化調整区域とされた日前をいう。
- (2) 線引き前建築物 線引き前から当該市街化調整区域に存していた建築物をいう。
- (3) 確認済建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証の交付を受けた建築物をいう。
- (4) 収用対象事業 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げる事業をいう。
- (5) 起業者 土地収用法第8条第1項に規定する起業者をいう。
- (6) 起業地 土地収用法第17条第1項第2号に規定する起業地をいう。
- (7) 代替地 起業地を収用される者が起業地に代わる土地として取得する土地をいう。
- (8) 代替建築物 代替地において建築される建築物をいう。

（法第4条第12項に該当する開発行為）

第3条 法第4条第12項に規定する土地の区画形質の変更に該当し、開発行為となる行為は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 公共施設の整備を伴う区画の分割、統合又はそのいずれもある場合
- (2) 切土、盛土又はそのいずれも（この号において「盛土等」という。）によって地盤高を従前と50センチメートル以上変更する場合。ただし、地盤高の変更が1メートル以内であって、かつ、次の表の左欄に掲げる開発面積の区分ごとに盛土等を行う面積が同表の右欄の面積である場合は、この限りでない。

開発面積	左のうち50センチメートルを超える盛土等を行う部分の面積
200平方メートル以内の場合	10平方メートル以内
200平方メートルを超える場合	敷地面積の5パーセント以内
1,000平方メートルを超える場合	50平方メートル以内

（3）地目（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第18号の地目をいう。以下同じ。）が宅地又は雑種地として登記されていない土地の区域を宅地とする場合

（4）地目が宅地又は雑種地として登記されている土地の区域であるにもかかわらず、地方税法（昭和25年法律第226号）による固定資産の評価において現況の地目が宅地として評価されていない土地の区域を宅地とする場合

（条例第3条第1項第2号及び第2項第2号の証明の方法）

第4条 条例第3条第1項第2号及び第2項第2号の規則で定める証明の方法は、次の各号のいずれかの書類を提出することによることとする。

- (1) 法第36条第3項の公告がなされたことを示す書類
- (2) 建築基準法第42条第1項第5号に規定する特定行政庁から位置の指定を受けた道路に関する告示があった日を示す書類
- (3) 当該土地の地目が宅地に変更された日を示す書類
- (4) 当該土地に存する建築物に係る建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認済証又は不動産登記法第74条の規定による所有権の保存の登記がなされた日を示す書類
- (5) 当該土地に存する建築物に係る上水道、電力、固定式電話等の生活に必要なサービスの供給が開始された日を証明する書類

(6) 前各号に掲げる書類のほか、開発行為が完了した日を明確に証明することができるものとして知事が特に認めた書類
(条例第3条第2項の公共施設)

第5条 条例第3条第2項の規則で定める公共施設は、開発行為に伴い必要となる道路、公園、緑地、広場、河川、水路、下水道及びこれに類する公共的排水施設並びに消防の用に供する貯水施設とする。

(開発行為の許可の申請書に添付する図書)

第6条 法第30条第1項の開発許可の申請書に添える書類のうち、次の各号に掲げるものの様式については、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 省令第16条第2項の設計説明書 別記第1号様式

(2) 省令第17条第1項第3号の相当数の同意を得たことを証する書類 別記第2号様式及び別記第3号様式

(3) 省令第17条第1項第4号の設計者の資格を有する者であることを証する書類 別記第4号様式

第7条 法第30条第1項の開発許可の申請書には、省令第16条及び第17条に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。ただし、知事が申請の内容により必要がないと認めた場合は、その一部を省略することができる。

(1) 当該申請に係る開発区域又は開発行為に関する工事をしようとする土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項の地図(以下「公図」という。)の写し

(2) 申請地の官民境界協定書の写し

(3) 申請地の現況写真

(4) 市街化調整区域において開発行為を行う場合にあっては、法第34条各号のいずれかに該当することを証明する書類

(5) 開発行為に係る工事中の災害及び事故防止のための対策を示した図面

(6) 申請者に代わって許可申請に係る事務処理を行う者がある場合にあっては、その権限を示す委任状

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認めた書類

(申請者の資力及び信用並びに工事施行者の能力に関する申告書の提出)

第8条 法第33条第1項第12号及び第13号に規定する申請者の資力及び信用並びに工事施行者の能力について、当該申請者及び工事施行者は、別記第5号様式による申告書を知事に提出しなければならない。

(標識の掲示)

第9条 法第29条第1項又は第2項の規定による開発許可を受けた者は、当該許可に係る工事現場の見やすい場所に別記第6号様式による標識を掲示しなければならない。

2 法第36条第2項の規定により開発許可に係る工事完了の検査済証の交付を受けた者は、直ちにその旨を前項に規定する標識に記載し、6箇月間又は知事が指定する期間中これを掲示しておかなければならぬ。

(工事の施工状況の報告)

第10条 法第29条第1項又は第2項の規定による開発許可を受けた工事の施行者は、工事の実施状況について詳細に記録を取り、次に掲げる事項を明らかにした写真その他の資料を整備し、工事完了後に提出する工事完了届出書又は工事途中に報告を求められた場合に提出する工事進捗状況報告書に添えなければならない。ただし、工事の規模等により知事が支障がないと認めた事項については、この限りでない。

(1) 擁壁等の基礎の床堀り及び型枠の組立ての完了状況

(2) 鉄筋コンクリート造の擁壁その他の建造物の配筋の完了状況

(3) 擁壁等の高さが計画高の約2分の1の工程に達した状況(壁体の厚さ又は組積材、裏込めコンクリート及び裏込め栗石の厚さ並びに擁壁の裏面に透水層を設けた場合の透水層の厚さ)

(4) 擁壁の裏面の水抜き穴及びその周辺の状況

(5) 排水施設のうち、地下に埋設する集水管、暗渠^{きょく}、管渠^{きょく}等の配置を完了し、土砂の埋め戻し直前となった状況並びにこれらの排水能力及び強度

(6) 盛土の施工状況及び品質管理の状況

(7) 急斜面に盛土をする場合における盛土前の段切その他の措置をした状況

(8) 擁壁等の基礎杭の耐力

(9) コンクリート及び建設資材の強度及び品質管理の状況

(10) 造成道路の路盤厚及び地耐力(舗装工事のみ)並びに造成道路と既存道路との接続地点の状況

(11) 排水施設と既存排水施設又は河川との接続地点の状況

(12) 前各号に掲げるもののほか、工事の施工段階で工事完了後外部から明瞭に確認することができなくなる箇所の状況

(変更許可の申請手続等)

第11条 法第35条の2第1項本文の規定による変更許可の申請は、別記第7号様式による申請書に、当該変更申請に係る部分の工事の進捗状況を示す図書(全体写真等を含む。)を添えて、これをしなければならない。

2 法第35条の2第3項の規定による開発行為の変更の届出は、別記第8号様式による届出書によりしなければならない。

(開発行為に関する工事の廃止の届出手続)

第12条 省令第32条に規定する開発行為に関する工事の廃止の届出書には、廃止理由、廃止時の全体写真並びに工事の廃止時における土地の使用目的及び防災工事の措置を記載した図書を添えなければならない。

(予定建築物以外の建築物の建築等の許可申請手続)

第13条 法第42条第1項ただし書の規定による予定建築物以外の建築物の建築等の許可の申請は、別記第9号様式による申請書に、建築物の平面図(縮尺200分の1以上)及び建築物断面図(縮尺200分の1以上)を添えて、これをしなければならない。

2 前項の許可の申請に当たって申請者に代わって当該申請に係る事務処理を行う者がある場合にあっては、同項の規定による図書のほか、その権限を示す委任状を添えなければならない。

(許可に基づく地位の承継の届出)

第13条の2 法第44条の規定により許可に基づく地位を承継した者は、別記第9号様式の2による届出書により速やかに知事に届け出なければならない。

(その他の申請書及び届出書の様式)

第14条 次の各号に掲げる申請書及び届出書の様式は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第34条第13号の規定による既存の権利に関する届出書 別記第10号様式
- (2) 法第37条第1号の規定による開発行為の工事完了公告前の建築物等の建築の承認の申請書 別記第11号様式
- (3) 法第41条第2項ただし書の規定による用途地域の定められていない土地の区域における建築物の特例許可の申請書 別記第12号様式
- (4) 法第45条の規定による許可に基づく地位の承継の承認の申請書 別記第14号様式
- (5) 省令第60条の規定による開発行為又は建築に関する証明書の交付の申請書 別記第15号様式

(開発行為の協議手続)

第15条 条例第4条の規定により協議を行おうとする者は、別記第16号様式による開発行為協議書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、協議を行おうとする者が国又は県である場合は、第2号から第4号まで及び第7号に掲げる書類を省略することができる。

- (1) 別記第1号様式による設計説明書
- (2) 別記第2号様式による権利者一覧表
- (3) 協議に係る区域内の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (4) 法第32条第1項の規定による同意を得たことを証する書類
- (5) 協議地から排出される排水の最初の放流先の管理者の同意書
- (6) 法第29条第1項第3号に該当することを証する書類
- (7) 協議地の官民境界協定書の写し
- (8) 開発行為に伴い、水路等を占用し、又は使用することがあるときは、当該水路等を占用し、又は使用する権利を有することを証する書類（仮設建築物に該当する住宅展示場の事前審査手続）

第16条 条例第15条第2項の規定により住宅展示場の建設に係る事前審査を受けようとする者は、別記第17号様式による事業計画書の正本1部及び副本2部を知事に提出しなければならない。

(条例第13条の開発行為の基準)

第17条 条例第13条の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第13条第1号アに掲げる開発行為 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
 - ア 市街化調整区域に居住している世帯（条例第13条第1号アの市街化調整区域に居住している世帯をいう。以下この号において同じ。）が居住している建築物が線引き前建築物又は確認済建築物であること。
 - イ 別世帯（条例第13条第1号アの別世帯をいう。以下この号において同じ。）を構成しようとする者に、婚姻、家族構成の変化、被災、借家からの立ち退き等条例第7条第1号に掲げる建築物を建築する必要性があること。
 - ウ 別世帯を構成しようとする者が、開発行為の許可申請をするときに市街化調整区域に居住している世帯の構成員であること又はそのとき以前に引き続き2年以上当該世帯の構成員であったこと。
 - エ 別世帯を構成しようとする者又はその者と生計を一にする者が、他に条例第7条第1号又は第3号に掲げる建築物を所有していないこと。
 - オ 条例第13条第1号アに掲げる開発行為を行おうとする土地がアに掲げる建築物の敷地から最短距離で600メートル未満にあり、かつ、次のいずれかに該当する土地であること。
 - （ア）別世帯を構成しようとする者の直系尊属が線引き前から継続して所有している土地
 - （イ）別世帯を構成しようとする者の直系尊属が線引き前から継続して所有してきた土地であって、別世帯を構成しようとする者又はその者の二親等内の血族の者が相続した土地
 - （ウ）別世帯を構成しようとする者の三親等内の血族が別世帯を構成しようとする者の直系尊属から線引き前に相続し継続して所有している土地
 - （エ）農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による換地処分又は交換分合により取得された土地であって、当該換地処分又は交換分合の対象となった従前の土地が（ア）から（ウ）までのいずれかに該当していた土地
 - （オ）収用対象事業の実施に伴い、（ア）から（ウ）までのいずれかに該当していた土地が起業地として収用され、その代替地として取得した土地（起業者による起業地の収用の日から1年以内に取得した代替地であることを確認することができない場合を除く。）
 - カ 条例第13条第1号アに掲げる開発行為を行おうとする土地が建築基準法第42条第1項に規定する道路に2メートル以上接していない場合にあっては、隣接の土地を幅員3.5メートル未満、かつ、延長35メートル未満で分筆して新たに同号アの建築物の敷地の一部とすることができること。
 - キ 条例第13条第1号アに掲げる開発行為を行おうとする土地（カで新たに敷地の一部とした土地を含む。）の面積が500平方メートル以内であること。
- (2) 条例第13条第1号イに掲げる開発行為 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
 - ア 線引き前から継続して宅地であったことが次のいずれかにより確認することができる土地であること。
 - （ア）登記事項証明書
 - （イ）高知県が昭和44年5月に撮影した航空写真又はこれに基づき作成された図面
 - （ウ）当該土地に存する建築物又は存していた建築物に係る固定資産課税台帳
 - （エ）市町村長が発行する証明書
 - イ 条例第7条第1号又は第3号に掲げる建築物にあっては、建築物を建築する者又はその者と生計を一にする者が、他に同条第1号又は第3号に掲げる建築物を所有していないこと。
 - ウ 条例第7条第2号又は第3号に掲げる建築物にあっては、建築基準法別表第2(に)項第2号、第3号若しくは第4号、（ほ）項第2号若しくは第3号、（へ）項第3号又は（り）項第2号若しくは第3号に掲げる用途その他これらに類する用途に供しないこと。
 - エ 条例第13条第1号イに掲げる開発行為を行おうとする建築物の敷地面積が500平方メートル以内であること。
- (3) 条例第13条第1号ウに掲げる開発行為 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- ア 起業地を収用された後の残地においては、移転を必要とする建築物(以下この号において「従前の建築物」という。)に代わる建築物の建築ができないこと。
- イ 従前の建築物が確認済建築物又は線引き前建築物であること。
- ウ 従前の建築物が市街化区域又は市街化調整区域内の土地にあり、建築物を移転しようとする者が市街化区域内にこれに代わる土地を有しておらず、かつ、当該市街化区域内に代替地を取得することが著しく困難であると認められること。
- エ 従前の建築物が条例第7条第1号又は第3号に掲げる建築物である場合にあっては、建築物を移転しようとする者又はその者と生計を一にする者が、従前の建築物以外に条例同条第1号又は第3号に掲げる建築物を所有していないこと。
- オ 代替建築物を建築する土地が収用対象事業の実施に伴う代替地として取得した土地であることが、起業者が発行する書類(建築物を移転しようとする者、起業者及び代替地の売主との間に締結された土地売買契約書、物件移転契約書等)により証明することができるこ。
- カ 開発行為の許可申請書が、起業地の収用に係る契約を建築物を移転しようとする者と起業者との間で締結した日から1年以内に代替地の存する市町に受理されたものであること。
- キ 代替建築物の用途が従前の建築物と同一であること。
- ク 代替建築物の階数が、従前の建築物の階数と変更がないか、又は従前の建築物の階数に1を加えた階数若しくは1を減じた階数であること。
- ケ 従前の建築物が市街化区域に存している場合にあっては、その用途が建築基準法別表第2(い)項第3号に規定する共同住宅及び事業の用に供するために賃貸する建築物でないこと。
- コ 代替建築物の敷地面積が500平方メートル以内で、かつ、代替建築物の延べ面積が従前の1.5倍以内であること。
- サ 条例第7条第2号又は第3号に掲げる建築物にあっては、代替建築物を建築基準法別表第2(に)項第2号、第3号若しくは第4号、(ほ)項第2号若しくは第3号、(へ)項第3号又は(り)項第2号若しくは第3号に掲げる用途その他これらに類する用途に供しないこと。
- (4) 条例第13条第1号工に掲げる開発行為 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
- ア 条例第7条第1号に掲げる建築物の建替えのための新築、増築又は改築(以下この号において「新築等」という。)にあっては、次のいずれにも該当すること。
- (ア) 確認済建築物又は線引き前建築物の用途の変更を伴わない新築等であること。
- (イ) 新築等を行う建築物の階数が、従前の建築物の階数と変更がないか、又は従前の建築物の階数に1を加える階数若しくは1を減ずる階数であること。
- (ウ) 新築等を行う建築物の延べ面積が従前の建築物の1.5倍を超える場合にあっては、新築等を行う建築物の敷地面積が従前の建築物の敷地面積より増加しないこと。ただし、(エ)に該当するときを除く。
- (エ) 新築等を行う建築物の敷地面積が従前の建築物の敷地面積より増加する場合にあっては、増加後の敷地面積が500平方メートル以内であること。
- イ 条例第7条第1号に掲げる建築物以外の建築物の新築等にあっては、次のいずれにも該当すること。
- (ア) アの(ア)及び(イ)に掲げる要件
- (イ) 新築等を行う建築物の延べ面積が従前の建築物の1.5倍を超える場合にあっては、新築等を行う建築物の敷地面積が500平方メートル以内であること。
- (ウ) 新築等を行う建築物の敷地面積が従前の建築物の敷地面積より増加しないこと。
- (5) 条例第13条第1号オに掲げる開発行為 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
- ア 建築物が地区集会所、公民館その他これらに類するものであること。
- イ 建築物が町内会、自治会等の自治組織において運営され、適切な管理がなされるものであること。
- ウ 公益上必要があると認められる目的以外の建築物と併用されるものでないこと。
- エ 建築物の敷地面積が500平方メートル以内であること。
- (6) 条例第13条第1号カに掲げる開発行為 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
- ア 第3号ウ及びエ並びに前号エに掲げる要件
- イ 建築物の用途が、建築基準法別表第2(に)項第2号、第3号若しくは第4号、(ほ)項第2号若しくは第3号、(へ)項第3号又は(り)項第2号若しくは第3号に掲げる用途その他これらに類する用途でないこと。
- (7) 条例第13条第2号アに掲げる開発行為 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
- ア 建築物を建築しようとする者が当該大規模指定集落に生計の本拠を有している者又はかつて有していた者である場合にあっては、次のいずれにも該当すること。
- (ア) 建築物を建築しようとする者が、当該大規模指定集落に通算して20年以上住所を有している者であること。
- (イ) 建築物を建築しようとする者又はその者と生計を一にする者が、他に条例第7条第1号又は第3号に掲げる建築物を所有していないこと。
- (ウ) 第5号エに掲げる要件
- イ 当該大規模指定集落に線引き前(収用対象事業の実施による移転で当該大規模指定集落に住所を有することとなった場合にあっては、その時点)から継続して住所を有する世帯の一部の者の二親等内の血族の者が、従前の世帯から分かれて新たな世帯を構成するために必要な建築物を建築しようとする場合にあっては、次のいずれにも該当すること。
- (ア) 建築物を建築しようとする者が、当該大規模指定集落又はその集落と同一の大字において従前の世帯と2年以上生計を一にしている者又はかつて一にしていた者であること。
- (イ) 条例第13条第2号アに掲げる開発行為を行おうとする土地が、当該大規模指定集落内の従前から住所を有している建築物の敷地から最短距離で600メートル未満にあること。
- (ウ) アの(イ)及び(ウ)に掲げる要件
- (8) 条例第13条第2号イに掲げる開発行為 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
- ア 建築物を建築しようとする者が、当該大規模指定集落又はその集落と同一の大字に生計の本拠を有する者又は有していた者であること。

イ 建築物を建築しようとする者の事業又は法人にあっては主にその者の親族等で営まれる事業の用に供されるものであり、かつ、自己の生計を維持するためのものであること。

ウ 建築物の用途が、工場、事務所又は店舗であって、かつ、建築基準法別表第2(イ)項第2号、第3号若しくは第4号、(ホ)項第2号若しくは第3号、(ヘ)項第3号又は(リ)項第2号若しくは第3号に掲げる用途その他これらに類する用途に供しないこと。

エ 第5号工に掲げる要件

(法第43条の規定による建築の制限を受けない建築物の新築等)

第18条 市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域において、法第43条の規定による建築の制限を受けない建築物の建替えのための新築、増築又は改築(以下この条において「新築等」という。)は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 確認済建築物の新築等であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ア 新築等を行おうとする者が、確認済建築物を建築した者又はその者の相続人その他の一般承継人であること。

イ 新築等を行った後の敷地内の建築物の延べ面積が、従前の確認済建築物の延べ面積の1.5倍を超えないものであること。

ウ 新築等を行う建築物の用途が従前の建築物と同一であること。

エ 新築等を行う建築物の階数が、従前の建築物の階数と変更がないか、又は従前の建築物の階数に1を加える階数若しくは1を減ずる階数であること。

(2) 線引き前建築物に係る新築等であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ア 新築等を行った後の敷地内の建築物の延べ面積が、従前の線引き前建築物の延べ面積の1.5倍を超えないものであること。

イ 前号ウ及びエに掲げる要件

(3) 確認済建築物及び線引き前建築物が共に存する敷地内で行う新築等であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ア 新築等を行った後の敷地内の建築物の延べ面積が、従前の確認済建築物及び線引き前建築物の延べ面積の1.5倍を超えないものであること。

イ 第1号ア、ウ及びエに掲げる要件

(建築物の新築等の許可の申請書に添付する図書)

第19条 法第43条第1項の規定による許可の申請書には、省令第34条第2項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならぬ。ただし、知事が申請の内容により必要がないと認めた場合には、その一部を省略することができる。

(1) 申請地の登記事項証明書及び公図の写し

(2) 別記第18号様式による建築に関する理由書

(3) 別記第19号様式による申請地の土地使用承諾書

(4) 申請地から排出される排水の最初の放流先の管理者の同意書

(5) 申請者等の戸籍謄本

(6) 申請者等の住民票の写し

(7) 申請地の官民境界協定書の写し

(8) 申請地の現況写真

(9) 建築物の平面図(縮尺200分の1以上)

(10) 建築物の断面図(縮尺200分の1以上)

(11) 地方税法第387条第1項の土地名寄帳及び家屋名寄帳

(12) 別記第20号様式による別世帯調書

(13) 法第34条各号のいずれかに該当する旨の調書

(14) 申請者に代わって許可申請に係る事務処理を行う者がある場合にあっては、その権限を示す委任状

(15) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認めた書類

(図面の寸法)

第20条 この規則による図面は、原則として日本産業規格A列1番(縦59.4センチメートル 横84.1センチメートル)によるものとする。

(申請書の提出部数)

第21条 条例第26条第1項第1号及び第2号並びに第3項に規定する書類(法第34条第13号(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)、第35条の2第3項、第36条第1項及び第38条の規定により知事に提出すべき書類を除く。)の提出部数は、正本1部及び副本2部(区域区分が定められていない都市計画区域又は都市計画区域外の区域に関する書類のうち5ヘクタール以上の開発区域面積に係るものにあっては、3部)とする。この場合において、当該申請に係る土地の区域(次条において「施行区域」という。)が2以上の市町村にわたるときは、副本の部数は、当該市町村の数から1を減じた数を増すものとする。

(申請書等の経由)

第22条 条例第26条第1項第1号及び第2号並びに第3項並びに第8条、第13条の2及び第16条に規定する書類は、当該事務に係る施行区域を管轄する市町村長を経由して提出しなければならない。この場合において、当該施行区域が2以上の市町村にわたるときは、それぞれの市町村長を経由しなければならない。

2 前項の書類のうち区域区分が定められていない都市計画区域又は都市計画区域外の区域に関するものについては、当該書類を受け付けた市町村長は、当該事務に係る施行区域を所管する土木事務所長に送付するものとする。

(許可等の通知)

第23条 知事は、条例第26条第1項第1号に規定する書類(法第36条第1項の規定により知事に提出すべき書類を除く。)による申請又は届出について、許可若しくは不許可、承認若しくは不承認又は受理若しくは不受理をしたときは、当該申請又は届出をした者に通知するものとする。

2 知事は、条例第4条の規定による協議について、その結果を当該協議の相手方に通知するものとする。

(事務処理の特例)

第24条 条例第26条第1項第3号の規則に基づく事務であって別に規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1) 第8条、第13条の2及び第16条の規定により知事に提出すべき書類の受理

(2) 前条第1項及び第2項の規定により知事が通知すべき許可若しくは不許可、承認若しくは不承認又は受理若しくは不受理の通知及び協議の結果の通知

(登録簿の様式)

第25条 省令第36条第1項の開発登録簿(以下「登録簿」という。)の調書は、別記第21号様式によるものとする。

(登録簿の閲覧所)

第26条 省令第38条第1項の開発登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)は、土木部都市計画課及び土木事務所内に設置する。

(登録簿の閲覧時間)

第27条 登録簿の閲覧時間は、県の執務時間内とする。

(休務日等)

第28条 登録簿の閲覧ができない日(次項において「休務日」という。)は、高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日とする。

2 知事は、登録簿の整理その他必要がある場合は、臨時に休務日を設け、又は前条の閲覧時間を変更することができる。この場合においては、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧手続等)

第29条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備える別記第22号様式による開発登録簿閲覧名簿に必要事項を記入の上、知事の承認を受けなければならない。

2 登録簿の閲覧は、閲覧所以外の場所ではすることができない。

3 法第47条第5項の規定による登録簿の写しの交付を申請する者は、別記第23号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。(閲覧の停止等)

第30条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) この規則の規定に違反した者

(2) 登録簿を破損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められる者

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

(4) 前3号に掲げる者のほか、係員の指示に従わない者

(違反の是正のための命令に係る標識の設置)

第31条 知事は、法第81条第1項の規定に基づく命令をした場合においては、当該命令に係る同項に規定する土地又は工作物等の見やすい場所に別記第24号様式による標識を設置しなければならない。

(身分証明書)

第32条 法第82条第2項の身分を示す証明書は、別記第25号様式によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の高知県都市計画法施行細則の規定に基づき提出されている許可申請書、協議書及び届出書は、この規則の規定に基づき提出されたものとみなす。この場合において、不足する書類があるときは、追加提出を求めることがある。

附 則(平成16年4月1日規則第49号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年7月1日規則第97号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県都市計画法施行細則別記第13号様式及び別記第14号様式は、この規則による改正後の高知県都市計画法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成19年11月30日規則第129号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月29日規則第16号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第32号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県都市計画法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県都市計画法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成29年12月26日規則第87号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月19日規則第13号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年7月1日から施行する。

附 則(令和4年10月21日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式(第6条、第15条関係)

設 計 説 明 書															
1	開拓目的		開拓面積	[ヘクタール] 平方メートル		予 定 戸 数		計 画 人 口							
						戸		人							
2 設 計 方 針							土 質 土 工 量	切 土							
								盛 土							
								絶 切 土	立 方 メ ト ル						
								絶 盛 土	立 方 メ ト ル						
								運用盛土	立 方 メ ト ル						
						搬入盛土	立 方 メ ト ル								
						捨 土	立 方 メ ト ル								
3	区 様 及 び 区 分		市街化区域、市街化調整区域、宅地造成導線区域、用途地域 第一種低層住居専用、第二種低層住居専用、第一種中高層住居専用、第二種中高層住居専用、第一種住居専用、第二種住居専用、近隣商業、商業、準工業、工業、工場専用、特例なし)、防火道路、準防火道路、医療地区												
	4 土 地 の 現 況	区 分	宅 地	農 地				山 林	公 共 用 地				その 他	合 計	
田				畠	その 他	計	道 路		河 川	その 他	計				
面 積 [ha]															
割 合 (%)											100				
5 土 地 利 用 計 画	区 分	宅 地				公 共 建 築 用 地				その 他	合 計				
		住 宅 用	別 屋 建	工 略 用	商 略 用	計	道 路	河 川	上 下 水 道			其 他	計		
	面 積 [ha]														
割 合 (%)											100				
6 公 共 施 設 の 整 備 計 画	区 分	内 境	延 境	面 積		管理者となるべき者		土 地 の 境 界		附 註					
		道路幅 4.0m (狭面 出)	出	[出										
		[出 出])		[出										
		[出 出])		[出										
		[出 出])		[出										
		[出 出])		[出										
	河 川 用 水 路	出 ~ 出													
	河 川 防 水 路	出 ~ 出													
	公 国	[施 所]													
	给 水 総 設	管 球	径												
下 水 総 設	管 球	径													
鉄 地	[施 所]														
そ の 他															
消 防 総 設	[施 所]														
7 構 造 物 の 概 要	開拓区域外への取付道路の延長	[延長]	[(延長)]			注 1. 1項の「開拓目的」は、宅地分譲、まとわり住宅、工場建設等の別を記入してください。 2. 2項は、該当するものの全てを□で囲んでください。 3. 4項の「施設」の「その他」は消防施設、原野等について記入し、「公共用地」の「その他」は道路及び河川以外の全ての公共用地について記入し、「その他」は宅地、農地、山林及び公共用地以外の全ての施設について記入してください。 4. 5項の「宅地」の「別屋建設用」は学校、病院局、銀行、スーパーマーケット等について記入し、「公共施設用地」は狭面等の部分を含めて記入し、「その他」は墓地等について記入してください。 5. 6項の「道路」は「面積」の上段に路面の面積を、下段に狭面の面積を記入し、「その他」は学校、病院局、文書等について記入し、「消防施設」は消防栓の箇所や本数を記入してください。 6. 8項は、具体的に開拓区域からの撤退路を記入してください。 7. 工区を分けて施行する場合は、全体についての設計説明書と各工区ごとの設計説明書を作成してください。 8. この用紙に書き切れないときは、別紙に記入して添えてください。 9. 現況の平面図(縮尺1/1000分の1以上)に公共施設の新旧の併記を表示して添えてください。									
	及 び 道 路 幅	出	出												
	取付道路が接続する既設道路の路線名及び道路幅														
	計 画 道 路 の 高 度 均 配											%			
	崖面保護壁等の最高高さ											出			
崖面保護壁等の最低高さ											出				
電気・水道・ガスの供給方針															

第2号様式(第6、第15条関係)

(開発行為・開発行為に関する工事)をしようとする土地の区域内の権利者一覧表							
物件の種類	所在地及び地番	地目	面積	権利の種別	権利者の住所及び氏名又は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名	同意の有無	摘要
(開発行為・開発行為に関する工事)をしようとする土地の区域内の権利者については、上記の者が全てであり、記入事項についても相違ないことを申告します。							
年　月　日							
高知県知事 様							
申請者　住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名)							
注 1 開発行為をしようとする土地の区域と開発行為に関する工事をしようとする土地の区域とは、用紙を別にしてください。 2 「物件の種類」欄は土地、建物等の別を、「権利の種別」欄は所有権、永小作権等の別を記入してください。 3 同意を得ているときは、「同意の有無」欄に○印を記入してください。 4 同一の物件に権利者が2人以上いるときは、その旨を「摘要」欄に記入してください。							

年　月　日

開発行為者 住所
　　氏名 様

[法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名]

権利者 住所
　　氏名 ㊞

[法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名]

(開発行為・開発行為に関する工事) の施行同意書

(開発行為・開発行為に関する工事) の施行について同意します。

1 物件の種類				
2 所在地及び地番				
3 地目				
4 面積				
5 権利の種別				

- 注 1 開発行為の施行の同意と開発行為に関する工事の施行の同意とは、用紙を別にしてください。
 2 権利者の氏名は本人の自署とし、印鑑については市町村長が発行する印鑑証明書を添えてください。
 3 「物件の種類」欄は土地、建物等の別を、「権利の種別」欄は所有権、永小作権等の別を記入してください。

第4号様式(第6条関係)

高知県知事様					年　月　日
工事設計者　住所 氏名 電話番号					
工事設計者の資格に関する申告書					
都市計画法第31条に規定する設計者の資格について、次のとおり相違ないことを申告します。					
1 学歴	学 校 名	学部及び学科	卒業年月日	修業年限	
			年　月　日		
2 資格					
3 実務経験	勤務先	職務内容	勤務期間	勤務年数	
	電話番号		年月～年月		
	電話番号				
	電話番号				
	電話番号				
4 設計経歴	事業主の氏名又は名称 及び代表者名	工事施行者の氏名又は 名称及び代表者名	工事施行場所	工事施行面積 m ²	工事施行期間
	電話番号	電話番号			年月～年月
	電話番号	電話番号			
	電話番号	電話番号			
	電話番号	電話番号			
5 都市計画法施行規則第19条の該当資格	1号(イ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト・チ)・2号				
注 1 1欄は、設計資格に關係のある学歴を記入してください。 2 2欄は、技術士法(昭和58年法律第25号)、建築士法(昭和25年法律第202号)等による資格について記入してください。 3 3欄及び4欄は、宅地開発に関する経歴を記入してください。 4 卒業証明書及び資格を証明する書類を添えてください。					

第5号様式(第8条関係)

年　月　日

高知県知事 様

申 請 者 住 所

氏 名

工 事 施 行 者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名〕

申請者の資力及び信用並びに工事施行者の能力に関する申告書

都市計画法第33条第1項第12号及び第13号に規定する申請者の資力及び信用並びに工事施行者の能力について、次のとおり相違ないことを申告します。

区 分		申 請 者 の 資 力 及 び 信 用 に 関 す る 事 項			工 事 施 行 者 の 能 力 に 関 す る 事 項				
1 設立年月日		年　月　日			年　月　日				
2 資本金		千円			千円				
3 従業員数		人(技術職員　人)			人(技術職員　人)				
4 共済制度の加入状況		失業保険制度	加入・未加入	失業保険制度	加入・未加入				
		建設業退職金制度	加入・未加入	建設業退職金制度	加入・未加入				
5 法令による登録									
6 主として請け負う工事の種類									
7 前年度事業量		千円			千円				
8 前年度納税額		法人税(所得税) 千円	事　業　税 千円	法人税(所得税) 千円	事　業　税 千円				
9 取引金融機関名									
10 役員及び技術者の略歴	職名	氏　名	資　格		職名	氏　名	資　格		
			名　称	取　得　年　月　日			名　称	取　得　年　月　日	
				経験年数				経験年数	
11 宅地造成工事の施工の略歴	工事施工場所		工事施工面積	工事施工期間	発注者の氏名又は 名称及び 代表者名	工事施工場所	工事施工面積	工事施工期間	発注者の氏名又は 名称及び 代表者名

注 1 5欄は、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)による免許、建築士法(昭和25年法律第202号)による建築士事務所登録、建設業法(昭和24年法律第100号)による建設業者登録等について記入してください。

2 11欄は、宅地造成工事に類似した工事のことについても記入してください。

3 納税証明書の写しを添えてください。

第6号様式(第9条関係)

都市計画法による開発許可標識	
1 開 発 許 可 番 号	年 月 日 第 号
2 許可を受けた者の住所及び氏名（主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）	電話番号
3 工事施行者の住所及び氏名（主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）	電話番号
4 開 發 行 為 の 目 的	
5 開発区域に含まれる地域の名称	
6 開 發 区 域 の 面 積	平方メートル
7 工 事 施 行 予 定 期 間	年 月 日～ 年 月 日
8 工 事 の 検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
備考 詳細な内容は、高知県土木部都市計画課（高知県 土木事務所）に備え置いている開発登録簿にあります。	

110センチメートル

The diagram illustrates the dimensions of the Development Permit Sign. It shows a vertical dimension of 25cm indicated by arrows at the top right, and a horizontal dimension of 110cm indicated by arrows at the bottom.

第7号様式(第11条関係)

年　月　日 高知県知事 様 申請者 住所 氏名 電話番号 (法人にあっては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名)		高知県収入証紙 貼り付け欄	
開発行為変更許可申請書			
都市計画法第35条の2第1項本文の規定により、開発行為の 変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。			
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称		
	2 開発区域の面積	平方メートル	
	3 予定建築物等の用途		
	工事施行者の住所及び氏名又は		
	4 主たる事務所の所在地、名称及 び代表者の職・氏名		
	5 工事着手予定年月日	年　月　日	
	6 工事完了予定年月日	年　月　日	
	自己の居住の用に供するもの、		
	7 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	居住用・業務用・その他()	
	8 都市計画法第34条の該当号及び 該当する理由		
9 その他必要な事項			
開発許可番号	年　月　日	第　号	
変更の理由			
※受付番号	年　月　日	第　号	
※許可に付した条件			
※変更許可番号	年　月　日	第　号	
注 1 申請書に添付する図書については、原則として申請の日前3月以内に作成されたものとしてください。 2 「開発行為の変更の概要」欄(9欄を除く。)は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。 3 8欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域において行われる場合に記入してください。 4 9欄は、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合にその手続の状況を記入してください。 5 ※印欄は、記入しないでください。 6 当該変更申請に係る図書及び工事の進捗状況を示す図書を添えてください。			

年　月　日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名〕

開発行為変更届出書

都市計画法第35条の2第1項ただし書の規定により開発行為の軽微な変更をしたいので、同条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

	(変更前)	(変更後)
1 変更の内容		
2 変更の理由		
3 開発許可番号	年　月　日	第　　号
注 変更内容が分かる図書を添えてください。		

第9号様式(第13条関係)

高知県知事様		年　月　日	高知県収入証紙 貼り付け欄
<p>申請者　住所 氏名 電話番号 〔法人にあっては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名〕</p> <p>予定建築物以外の建築物等の建築等許可申請書</p> <p>都市計画法第42条第1項ただし書の規定による建築等の許可を受けたいので、次のとおり申請します。</p>			
1　開　発　許　可　番　号	年　月　日　第　　号		
2　土地の所在、地番、地目及び面積	地　目　　平方メートル		
3　建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は特定工作物の新設の別	新築・改築・用途変更・新設	構　造	
4　開発許可に係る予定建築物等の用途			
5　変　更　の　建　築　物　の　用　途		建築面積	平方メートル
		延べ面積	平方メートル
6　変　更　理　由			
<p>注　次に掲げる図書を添えてください（原則として申請の日前3月以内に作成されたものとしてください）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設を明示した付近の平面図（縮尺2,500分の1以上） 2 敷地の境界及び建築物又は特定工作物の位置を明示した敷地の現況図（縮尺500分の1以上） 3 建築物又は特定工作物の平面図（縮尺200分の1以上） 4 建築物の新築又は改築についての申請のときは、建築物の断面図（縮尺200分の1以上） 			

年　月　日

高知県知事 様

届出者 住所

氏名

電話番号

[法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名]

許可に基づく地位の承継届出書

都市計画法第44条の規定により許可に基づく地位を承継しましたので、高知県都市計画法施行細則第13条の2の規定により次のとおり届け出ます。

1 開発許可番号又は建築許可番号	年　月　日 第　号
2 被承継人の住所及び氏名又は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名	
3 承　継　年　月　日	年　月　日
4 承　継　理　由	相続・法人の設立・法人の合併・法人の分割 〔 〕
注 1 4欄は、できるだけ具体的に詳しく記入してください。 2 地位を承継したことを証明する書類（相続のときは承継人の戸籍の謄本等、法人の設立又は合併若しくは分割のときは設立又は合併若しくは分割後の法人の登記事項証明書等）を添えてください（原則として届出の日前3月以内に作成されたものとしてください。）。	

第10号様式(第14条関係)

年　月　日

高知県知事様

申請者 住所
 氏名
 電話番号
 法人にあっては、主たる事務所の所
 在地、名称及び代表者の職・氏名

既存の権利に関する届出書

都市計画法第34条第13号の規定により、次のとおり既存の権利について届け出ます。

1 職業又は業務の内容			
2 土地の所在、地番、地目及び面積	地目	面積	平方メートル
3 土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有している目的			
4 土地の利用に関する所有権以外の権利の種類及び内容			
5 開発行為の着手予定年月日	年	月	日
6 開発行為の完了予定年月日	年	月	日
注 自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で権利を有しているときは、1欄は、記入する必要はありません。			

第11号様式(第14条関係)

年　月　日

高知県知事 様

申請者 住所
 氏名
 電話番号
 法人にあっては、主たる事務所の所
 在地、名称及び代表者の職・氏名

開発行為の工事完了公告前の建築物等の建築承認申請書

都市計画法第37条第1号の規定により開発行為の工事完了公告前の建築物等の建築の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 開発許可番号	年　月　日　第　　号
2 建築物等の敷地の所在及び面積	平方メートル
3 予定建築物等の用途	
4 予定建築物等の構造	
5 申請理由	

注 次に掲げる図書を添えてください。

- 1 敷地の現況図及び付近の見取図
- 2 開発区域の造成計画の平面図
- 3 建築物又は特定工作物の配置図、各階平面図及び2面以上の立面図
- 4 建築物又は特定工作物を建築し、又は建設しようとする敷地の全体写真（予定建築物の敷地を朱で囲んでください。）
- 5 1から4までに掲げる図書のほか、必要な図書

第12号様式(第14条関係)

高知県知事 様		年 月 日	高知県収入証紙 貼り付け欄
<p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 電話番号 〔法人にあっては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名〕</p> <p style="text-align: center;">用途地域の定められていない土地の区域における 建築物の特例許可申請書</p> <p>都市計画法第41条第2項ただし書の規定による建築の許可を受けたいので、次とおり申請します。</p>			
1 開発許可番号	年 月 日 第 号		
2 土地の所在、地番、 地目及び面積	地 目 平方メートル		
3 建築物の用途			
4 申請理由			
区分 種別	制限内容	申請内容	
5 敷地面積に対する 建築面積の割合			
6 建築物の高さ	メートル	メートル	
7 壁面の位置			
8 建築物の構造			
9 建築物の設備			
10 その他の			
注 次に掲げる図書を添えてください(原則として申請の日前3月以内に作成されたものとしてください)。 1 方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設を明示した付近の平面図(縮尺2,500分の1以上) 2 敷地の境界及び建築物の位置を明示した敷地の現況図(縮尺500分の1以上) 3 建築物の平面図(縮尺200分の1以上) 4 建築物の高さについての申請のときは、建築物の断面図(縮尺200分の1以上)			

第13号様式 削除

第14号様式(第14条関係)

高知県知事 様 申請者 住所 氏名 電話番号 〔 法人にあっては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名 〕		年　月　日	高知県収入証紙 貼り付け欄
開発許可を受けた地位の承継承認申請書			
都市計画法第45条の規定により、許可に基づく地位の承継の承認を受けたいので、次のとおり申請します。			
1 開　發　許　可　番　号	年　月　日　第　号		
2 被承継人の住所及び氏名又は主 たる事務所の所在地、名称及び 代表者の職・氏名			
3 工事施行者の住所及び氏名又は 主たる事務所の所在地、名称及 び代表者の職・氏名			
4 権　原　の　取　得　年　月　日	年　月　日		
5 承　継　理　由	土地の所有権の取得・その他		
注 1 5欄の「その他」については、できるだけ具体的に詳しく記入してください。 2 次に掲げる図書を添えてください（原則として申請の日前3月以内に作成されたものとしてください。） (1) 権原を取得したことを証明する書類（土地の登記事項証明書、契約書等） (2) 高知県都市計画法施行細則第8条に規定する申請者の資力及び信用並びに工事 施行者の能力に関する申告書			

第15号様式(第14条関係)

高知県知事 様 申請者 住所 氏名 電話番号		年 月 日	高知県収入証紙 貼り付け欄
<p style="text-align: center;">〔法人にあっては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名〕</p> <p style="text-align: center;">開発行為又は建築に関する証明書の交付申請書</p> <p>建築基準法の規定による確認済証の交付を受けたいので、都市計画法施行規則第60条の規定により、次の建築計画が都市計画法（第29条第1項・第29条第2項・第35条の2第1項・第41条第2項・第42条・第43条第1項・第53条第1項）の規定に適合していることの証明書の交付を申請します。</p>			
1 土地の所在、地番、 地目及び面積	地目	面積	平方メートル
2 開発許可番号又は建 築許可番号	年 月 日	第	号
3 区域及び区分	市街化区域	用途区域	第一種低層住居専用・第二種低層住居専用・第一種中高層住居専用・第二種中高層住居専用・第一種住居・第二種住居・準住居・田園住居・近隣商業・商業・準工業・工業・工業専用・指定なし
	市街化調整区域		
	その他の区域		
4 建 築 計 画	開発行為	有・無	開発行為 平方メートル
	用 途		建築面積 平方メートル
	工事種別		延べ面積 平方メートル
5 証明を必要とする内 容及び理由			

申請のあった上のことについて、

都市計画法第 条

の規定に基づき、

年 月 日付け 第 号により許可したことを証明し
ます。

年 月 日

高知県知事

印

年　月　日

高知県知事 様

協議者 住所
氏名
電話番号

[法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名]

開発行為協議書

都市計画法第29条第1項第3号に該当する開発行為を行うので、高知県都市計画法施行条例第4条の規定により次のとおり協議します。

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 予定建築物の用途	
	4 工事施行者の住所及び氏名又は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名	
	5 工事着手予定年月日	年　月　日
	6 工事完了予定年月日	年　月　日
	7 都市計画法第29条第1項第3号に該当する理由	

注 1 7欄は、協議に係る開発行為の根拠法、施設名、事業主体名、事業名等を具体的に記入し、その根拠となる書類を添えてください。
 2 添付図書は、協議者により異なるので事前に確認してください。

年　月　日

高知県知事様

申請者 住所

氏名

電話番号

[法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名]

事業計画書

1 開発区域に含まれる地域の名称、地目及び面積

2 住宅展示場が当該土地に必要な理由

3 展示建築物の構造及び規模

4 造成工期及び展示期間

5 展示場利用計画及び管理方法等

6 関係法令その他必要な事項

7 添付書類

- (1) 位置図 (縮尺2,500分の1以上)
- (2) 土地利用計画図 (縮尺1,000分の1以上)
- (3) 建築物の平面図 (縮尺200分の1以上)
- (4) 建築物の立面図 (縮尺200分の1以上)
- (5) 造成計画の平面図 (縮尺1,000分の1以上)
- (6) 造成計画の断面図 (縮尺200分の1以上)
- (7) 排水計画の平面図 (縮尺1,000分の1以上)
- (8) 現況写真

年　月　日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

電話番号

[法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名]

建 築 に 関 す る 理 由 書

(場所)	に計画中の建築物等
(構造)	に係る都市計画法第

43条第1項の規定による許可申請の理由は、下記のとおりです。

記

注 現在の状況（住所、営業、場所、面積等）、建築を必要とする理由、市街化区域において建築が困難又は著しく不適当であるとする理由、建築を計画している場所の状況（環境等）等を記入してください。

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

次のとおり、土地に関する権利者の承諾を得たので、都市計画法第43条第1項の規定による許可申請書に添えて、提出します。

土 地 使 用 承 諾 書

年 月 日

土地に関する権利者 住所

氏名 ㊞

電話番号

私が権利を有する下記の土地に (住所)

(氏名) が (用途)

として建築物等 (構造・規模) を

建築することについて、承諾します。

記

所在地及び地番

地 目

面 積 平方メートル

注 土地に関する権利者の印鑑については、市町村長が発行する印鑑証明書を添えてください。

別世帯調書							
申請者	氏名		勤務先(会社名)		生年月日		
					年月日		
	家族の状況			現在の住居の状況			
	1 夫 2 妻		1 親と同居中 2 借家				
	3 子(人) 4 親(父・母)		3 アパート 4 社宅				
	5 その他(人) 合計(人)		5 寄 6 その他()				
土地所有者との続柄		別世帯を構成する理由(具体的に記入してください。)					
申請地	土地所有者						
	住所			氏名		職業	
	地目	面積	取得年月日				
		平方メートル	年月日				
建築物	建築物の構造		建築規模				
			1 階(平方メートル)				
			2 階(平方メートル)				
			3 階(平方メートル)				
			延べ(平方メートル)				
周囲の状況							
摘要							

注 戸籍謄本を添えてください。

第21号様式(第25条関係)

開発登録簿(調書)										
登録番号										
				市町村名				番号		
1 許可 番号	許可年月日	年月日		許可を受けた者	住所又は主たる事務所の所在地					
	許可番号	第号			氏名又は名称及び代表者の職・氏名					
2 承 認	承認年月日	年月日		承認人	住所又は主たる事務所の所在地					
	承認番号	第号			氏名又は名称及び代表者の職・氏名					
3 当 初 の 許 可	工事の着手予定年月日	年月日		工事施行者	住所又は主たる事務所の所在地					
	工事の完了予定年月日	年月日			氏名又は名称及び代表者の職・氏名					
区域及び区分	市街化区域・市街化調整区域・宅地造成等規制区域・用途地域(第1種低層住居専用・第2種低層住居専用・第1種中高層住居専用・第2種中高層住居専用・第1種住居・第2種住居・準住居・田園住居・近隣商業・商業・準工業・工業・工業専用・指定なし)・防火地域・準防火地域・風致地区									
開発区域に含まれる地域の名称			総面積	(ha) m ²	工区别		自己の居住又は業務の用に供するか否かの別	居住用・業務用・その他		
予定建築物等の用途										
都市計画法第41条第1項の規定に基づく制限の内容										
条件										
公共施設の整備計画	区分	内 容	延長	面積	管理者となるべき者	区分	内 容	延長	面積	管理者となるべき者
	道 路	道路幅 4.0m (法面 m)	m	m ² ()		公 園	m (箇所)			
		m (m)		()		給水施設	管 径 mm~ mm			
		m (m)		()		下水施設	管 径 mm~ mm			
		m (m)		()		綠 地	m (箇所)			
		河 川	用水路	m~ m			その 他			
	河 川	排水路	m~ m			消防施設	(箇所)			
電気・水道・ガスの供給方法										
4 許可 番号	許可年月日	許可番号	変 更 の 内 容			条件				
	年月日									
5 工事 完了の 検査	工区名	検査済証番号	公告年月日	摘要要						
		年月日 第号	年月日							
備考										

No.

開発登録簿閲覧名簿

第23号様式(第29条関係)

高知県知事 様		年　月　日	高知県収入証紙 貼り付け欄	
申請者 住所 氏名 電話番号 [法人にあっては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名]				
開発登録簿の写し交付申請書				
都市計画法第47条第5項の規定により開発登録簿の写しの交付を受けたいので、次のとおり申請します。				
1 開発区域に含まれる地域 の名称及び所在地				
2 申 請 理 由				
3 申 請 枚 数	調書	枚	図面	枚
4 開 発 登 錄 簿 番 号	第 号			

都市計画法による命令の公示

(土地又は工作物等の) 所在地

命令を受ける者の氏名

トの(土地又は工作物等)は、都市計画法(昭和四十二年法律第二百三十九号)に違反しているので、 年 月 日
付けて、同法第八十一条第一項の規定に基づき、
を命じた。

注意事項

- 1 トの標識を損壊した者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第11百五十八条の公用文書毀棄罪で罰せられます。
- 2 トの命令に違反して、 を行つた場合は、
罰せられます。

3 年 月 日より

水道事業者名	〔	〕
電気事業者名		
ガス事業者名		

 に対して
て

水道	〔	〕
電気		
ガス		

 の供給の申込みの承諾を保留するよう要請
していがち。

年 月 日
高知県知事

— 9.0 センチメートル —————→

<p>写真貼り付け箇所</p> 	<p>第 号</p> <p>身分証明書</p> <p>所属</p> <p>職名</p> <p>氏名</p> <p>年 月 日生</p> <p>上記の者は、都市計画法第82条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明します。</p> <p>年 月 日発行</p> <p>高知県知事</p>
---	--

備考 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

(裏面)

注意事项

- 1 この証明書は、当該職にある限り有効とする。
2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3 この証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

都市計画法（抜粋） （入検査）

第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合には、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

- 土地において行われている工事の状況を検査することができる。

 - 2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
 - 3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められると解してはならない。

93条 次の各

(1) · (2) 略
第2条第1項の規定によるものと同一の範囲で、(但是、同一の種類の者

(3) 第82条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
第94条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する第91条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。